

上富良野町立病院改築工事

入札説明書

令和4年4月

上富良野町

目次

1. 入札説明書の定義	1
2. 本工事の概要	
(1) 発注者及び発注体系	1
(2) 工事名称	1
(3) 工事場所	1
(4) 事務局	1
(5) 工事対象	2
(6) 業務内容	2
(7) 履行期間等	2
(8) 予定価格	2
(9) 調査基準価格	2
(10) 支払に関する事項	3
(11) その他	3
3. 入札に関する条件等	
(1) 入札参加者の構成	3
(2) 入札参加者の参加資格要件等	4
4. 入札手続き等	
(1) 公告から契約締結までのスケジュール	9
(2) 関係資料	10
(3) 現地視察に関する事項	11
(4) 質疑の受付及び回答に関する事項	11
(5) 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に関する事項	12
(6) VE提案及び参考見積書の提出に関する事項	12
(7) 入札書及び技術提案書の提出に関する事項	13
(8) 開札及びその他の注意事項	13
5. VE提案及び入札書・技術提案書について	
(1) VE提案の作成に関する事項	15
(2) 入札書の作成に関する事項	15
(3) 技術提案書の作成に関する事項	16
6. 落札者決定について	
(1) 選定方法	18

(2) 評価体制	18
(3) 決定の手順	19
(4) 疑義等の照会	19
7. 本入札後の契約の予定等	
(1) 契約の締結及び成立	21
(2) 契約保証金	21
(3) その他	21
8. 技術提案の履行確認	21
9. その他	
(1) 費用の負担	21
(2) 解体工事の取扱い	21
(3) 提出された資料の取扱い	21

1 入札説明書の定義

本入札説明書（以下「本書」という。）は、上富良野町（以下「本町」という。）が上富良野町立病院改築工事（以下「本工事」という。）に係る実施設計及び施工を一括して発注するための事業者を総合評価一般競争入札（以下「本入札」という。）により決定するにあたり、本入札への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。なお、「新病院」とは、上富良野町立病院及び介護医療院上富良野をいう。

2 本工事の概要

本工事は、基本設計に対して、工事費等の低減又は工期短縮のほか、品質や機能の向上のための技術提案（以下「VE提案」という。）を受けて入札を行い、受注者が実施設計及び施工を一括して行う「設計・施工一括発注方式」かつ、建築JV、電気JV、機械JVの3業種（甲型企业体）で構成する「異業種特定建設共同企業体」（乙型企业体）（以下「異業種特定JV」という。）により実施するものである。

(1) 発注者及び発注体系 発注者：上富良野町長 発注体系：下図のとおり

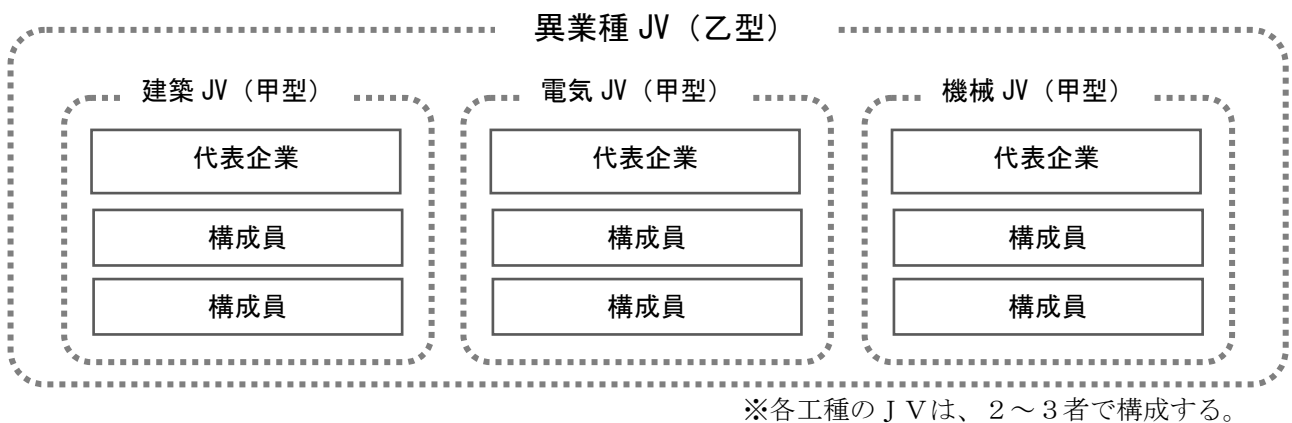


図 発注体系図

(2) 工事名称 上富良野町立病院改築工事

(3) 工事場所 北海道空知郡上富良野町大町3丁目1055番8

(4) 事務局

北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町役場 建設水道課 建築施設班 (担当 高松、島田)

電話：0167-45-6981

FAX：0167-45-5362

メールアドレス：kensetsu@town.kamifurano.lg.jp

(5) 工事対象

- ① 新病院建設
- ② 新病院外構整備
- ③ 既存建物解体除却（現病院、旧子どもセンター、旧医師住宅）
- ④ 基本設計の工事範囲表及び工事区分において「別途工事」としているもの以外のもの

(6) 業務内容

① 調査業務

地質調査（機械棟分）、電波障害調査

② 実施設計業務

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

③ 建設業務

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

④ 解体業務

既存建物（現病院、旧子どもセンター、旧医師住宅）解体除却、既存建物におけるアスベスト詳細調査、PCB含有調査及びフロン回収事前調査

アスベスト除去、PCB及びフロンの回収処理が必要な場合は、別途工事とする。

⑤ 開発行為、確認申請、構造適合性判定、省エネ適合性判定及び完了検査等の各種申請に必要な書類作成及び申請手続き（申請手数料の負担を含む）

⑥ 上記のほか、基本設計書及び要求水準書等による。

上記業務を総括して、以下「本業務」という。

(7) 履行期間等

① 履行期間

新病院建設については、契約の日から令和7年2月28日まで

その他、外構整備、解体除却（旧子どもセンターを除く）については、契約の日から令和7年12月31日まで

解体除却（旧子どもセンター）については、令和4年12月31日まで

（新病院の開院を令和7年6月中旬に予定しているところであり、大型医療機器、介護浴装置、各種検査機器、厨房機器などの新設・移設への対応を含め、適切な工事計画の下で履行すること）

② 施工期間中の調整について

施工期間中は、現病院の利用に支障をきたさないよう、前面道路の通行、来院者の動線における安全対策や設備の切替期間を考慮するとともに、敷地内及び周辺の別途工事との調整も考慮すること。

(8) 予定価格 3,963,982,000 円（うち、消費税及び地方消費税の額 360,362,000 円）

(9) 調査基準価格 設定する

(10) 支払に関する事項

入札参加者から提出される本業務工程について発注者と落札者間で確認・協議の上、次の事項を原則として決定する。

① 前金払

請負代金額（各会計年度における請負代金の支払い限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の10分の4以内の額を請求することができる。

② 中間前金払

請負代金額（各会計年度における請負代金の支払い限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の10分の2以内の額を請求することができる。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額は10分の6を超えてはならないものとする。

③ 部分払

出来形部分の代価に相応する請負代金相当額（各会計年度における請負代金の支払限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の10分の9以内の額について請求することができる。

※中間前金払と部分払は、契約締結時にいずれかを選択するものとし、以後の変更は認めないものとする。ただし、中間前金払を選択した場合でも各年度末の部分払いに限ってはこれを行うことができるものとする。

④ 部分引渡しに係る部分払

部分引渡し完了後、次の計算式により必要に応じて残額を支払う。

部分引渡しに係る請負代金額＝指定部分に相応する請負代金額×（1－前払金額／請負代金額）

⑤ 完成払

令和7年度の建設業務の完了後、建設工事費等の残額を支払う。

(11) その他

① 本業務の管理

設計内容の妥当性や品質を確保するために、実施設計審査業務を委託する予定であり、本町からの指示に基づいて、設計審査受託者から依頼等が行われた場合には、これを本町からの依頼等であるものとして適切に対応すること。

② 適用法令及び基準

本工事の実施にあたっては、実施設計業務及び建設業務の提案内容に応じて、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準や指針等についても適宜参考にすること。適用法令及び適用基準は、最新のものを採用するものとする。

3 入札に関する条件等

(1) 入札参加者の構成

① 入札参加者の構成

入札参加者の構成は、次の要件を満たすものとする。

ア 建築JV、電気JV、機械JVの3業種（甲型企業体）で構成する「異業種特定建設共同企業体」（乙型企業体）とする。

イ 各JV（甲型企業体）は、2～3者で構成することとする。

- ウ 各 J V（甲型企業体）の各構成員の出資の割合は、建築、電気、機械の 3 業種ごとの請負金額に対し、それぞれ均等割の 10 分の 6 以上でなければならない。この場合において各 J V 代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。
- エ 異業種特定 J V 及び各 J V（甲型企業体）の存続期間は、当該工事等の契約の履行後（上富良野町建設工事施行規則〈昭和 47 年上富良野町規則第 4 号〉第 11 条第 1 項の規定に基づく跡請保証としている場合は、当該跡請保証の義務完了後）3 ヶ月を経過するときまでとする。
- オ 実施設計業務においては、異業種特定 J V の代表企業の責任のもとで設計するものとし、外部への委託を禁止する。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は除く。

② グループの留意点及び代表企業の選定

次のとおり代表企業を定めるものとする。

建築 J V の代表企業が異業種特定 J V の代表企業となる。代表企業は、本入札への参加手続きや落札者となった場合の契約協議など、本町との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

1 つの J V の構成員は、他の J V の構成員になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件等

入札参加資格の確認基準日（以下「基準日」という。）は、入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。なお、入札参加表明書の提出により参加の意思を表明した入札参加者の変更は認めない。また、入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者が、基準日以降、落札者決定日までに入札参加資格要件を欠く事態に至った場合には、当該入札参加者は失格とする。

① 入札参加者に共通する参加資格要件

- ア 令和 3・4 年度上富良野町競争入札参加資格名簿に登載されていること。
- イ 建設業法第 28 条その他関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、以下に該当しない者であること。
 - 1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 上富良野町が定める「指名競争入札参加者の指名及び指名停止、入札参加排除に関する基準（昭和 57 年 5 月 11 日決定）」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

② 実施設計業務を行う者の参加資格要件

- 1) 実施設計業務を行う者は次のアからカの要件をすべて満たすこと。実施設計業務を行う者が複数の場合は、少なくとも 1 者は、次のアからウの要件をすべて満たし、その他の者はアおよびエからカの各要件を満たすこと。

(企業要件)	ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
--------	---

	<p>イ 平成 19 年度以降に業務が完了した、以下の要件を満たす実施設計業務を 3 件以上、受注者として履行した実績があること。なお、共同企業体での実績の場合は、代表者として履行した実績があること。実施設計業務の履行実績については、実施設計図による建設業務が完了していない場合でも、実施設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。実績を証明できる公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ、若しくは契約書の写し、施設概要や図面等の資料、体制図等を添付すること。</p> <p>・全国において、新築で 50 床以上の病院の実施設計</p>
<p>(管理技術者等要件)</p>	<p>ウ 実施設計業務全体の管理技術者（以下「管理技術者」という。）として次の要件を満たす者を配置できること。なお、管理技術者は実施設計の主任技術者（総合）（以下「設計主任技術者（総合）」という。）と兼任することができる。</p> <p>(ア)実施設計業務を行う企業と常勤で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級建築士の資格を有すること。</p> <p>エ 実施設計を担当する設計主任技術者（総合）として次の要件を満たす建築担当者を配置できること。</p> <p>(ア)実施設計業務を行う企業と常勤で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級建築士の資格を有すること。</p> <p>オ 実施設計を担当する設計主任技術者（構造）として次の要件を満たす構造担当者を配置できること。</p> <p>(ア)実施設計業務を行う企業と常勤で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)構造設計一級建築士の資格を有すること。</p> <p>カ 実施設計を担当する設計主任技術者（機械設備）および設計主任技術者（電気設備）として次の要件を満たす設備担当者を配置できること。</p> <p>(ア)実施設計業務を行う企業と常勤で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)設計主任技術者（機械設備）、設計主任技術者（電気設備）のいずれかが設備設計一級建築士の資格を有すること。</p>

- 2) 設計管理技術者と設計主任技術者（総合）は兼務することができるが、設計管理技術者と設計主任技術者（構造）、設計主任技術者（機械設備）、設計主任技術者（電気設備）は兼務できないこととする。
- 3) 設計管理技術者及び記載を求める各設計主任技術者（総合を除く）は、それぞれ 1 名であること。
- 4) 設計管理技術者及び記載を求める各設計主任技術者は、原則として町が指定する設計業務

の打合せ等に参加できる者であること。

③ 建設業務を行う者の参加資格要件

1) 次の（ア）から（ケ）までの全ての事項に該当し、事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

（ア） 建築工事 J V、電気工事 J V、機械工事 J V の 3 業種（甲型企業体）で構成する「異業種特定建設共同企業体」（乙型企業体）とする。

各 J V（甲型企業体）は、2～3 者で構成することとする。

（イ） 建築工事 J V、電気工事 J V、機械工事 J V については、業種ごとに共同施工方式（甲型）の建設共同企業体（以下「甲型建設共同企業体」という。）を結成するものとする。

（ウ） 建築工事、電気工事、機械工事の甲型建設共同企業体の構成員は、分担施工方式（乙型）の建設共同企業体（以下「乙型建設共同企業体」という。）を結成するものとする。

なお、乙型建設共同企業体の代表構成員は、建築工事の甲型建設共同企業体の代表構成員とする。

（エ） 乙型又は甲型建設共同企業体の構成員となる者が、当該乙型建設共同企業体においてその他の甲型建設共同企業体と重複して構成員になることはできない。

（オ） 乙型又は甲型建設共同企業体の構成員となる者が、本入札に参加する他の乙型建設共同企業体又はその構成員である甲型建設共同企業体の構成員になることはできない。

（カ） 甲型建設共同企業体の構成員が次の要件の全てを満たすこと。

甲型建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に、破産若しくは解散の場合、経営不振の状態に陥った場合又は上富良野町から指名停止措置を受けた場合（以下「経営不振の状態等」という。）においては、乙型建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。

ただし、甲型建設共同企業体における第 2 順位以降の構成員が経営不振の状態等に陥った場合は、あらかじめ上富良野町の承諾を得た上で経営不振の状態等に陥った構成員を除く当該甲型建設共同企業体の残存構成員が、本項に示す要件を満たす構成で新たに甲型建設共同企業体を結成し、かつ、入札書提出までに入札参加資格の確認申請手続が完了し、入札参加資格を得られた場合に限り、入札に参加できるものとする。

なお、新たな甲型建設共同企業体の結成は、既に提出した技術提案の内容に変更が生じない場合に限ることとする。

2) 甲型建築 J V における代表者は、次のアからオおよびキからケの要件を満たし、乙型異業種 J V の代表者として、甲型建築 J V における構成員は、次のアおよびウ、カ、コの要件を満たすこと。

(企業要件)	ア 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
--------	--

	<p>イ 北海道による「令和 3・4 年度建設工事等競争入札参加者名簿（建設部所管分）R4.3.1 更新」のうち建築工事資格者名簿の格付等級が A で総合評点が 1,100 点以上であること。</p> <p>ウ 令和 3・4 年度上富良野町建設工事入札参加資格者名簿の「建築工事」の「A 等級」に格付けされていること。</p> <p>エ 平成 19 年度以降に工事が完了し、引渡し済んだ、以下の要件を満たす工事を受注者として施工した実績があること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工した実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道内において、新築で 50 床以上の病院の建設工事。 <p>オ 北海道内に本店又は支店（主たる営業所）を有すること。</p> <p>カ 上川総合振興局管内に本店又は支店（主たる営業所）を有すること。</p>
<p>（総括責任者等要件）</p>	<p>キ 本業務の総括責任者として次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>総括責任者は、本業務全体の総括責任を担う者として、実施設計業務における管理技術者及び各設計主任技術者並びに建設業務における現場代理人、監理技術者及び主任技術者を総括し、実施設計業務及び建設業務に関し、相互調整を行う。なお、総括責任者は、現場代理人と兼任することができる。</p> <p>(ア) 代表者と常勤で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。</p> <p>ク 本業務の現場代理人として次の要件を満たす者を契約日から竣工・引渡し日まで専任で配置できること。</p> <p>(ア) 代表者と常勤で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。</p> <p>ケ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>(ア) 代表者と常勤で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。</p> <p>コ 本業務の主任技術者として次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>(ア) 建設業務を行う構成員と常勤で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること</p>

3) 甲型電気 J V における代表者は、次のアからオの要件を満たすこと。甲型電気 J V における構成員は、次のウとエの要件を満たすこと。

<p>（企業要件）</p>	<p>ア 電気工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 北海道による「令和 3・4 年度建設工事等競争入札参加者名簿（建設部所管分）R4.3.1 更新」のうち電気工事資格者名簿の格付等級が A で総合評点が 1,000 点以上であること。</p>
---------------	--

	<p>ウ 令和 3・4 年度上富良野町建設工事入札参加資格者名簿の「電気工事」の「A 等級」に格付けされていること。</p> <p>エ 上川総合振興局管内に本店又は支店（主たる営業所）を有する者こと。</p>
（総括責任者等要件）	<p>オ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>(7)代表者と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(i)一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。</p>

4) 甲型機械 J V における代表者は、アからオの要件を満たすこと。甲型機械 J V における構成員は、ウとエの要件を満たすこと。

（企業要件）	<p>ア 管工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 北海道による「令和 3・4 年度建設工事等競争入札参加者名簿（建設部所管分）R4.3.1 更新」のうち管工事資格者名簿の格付等級が A で総合評点が 1,000 点以上であること。</p> <p>ウ 令和 3・4 年度上富良野町建設工事入札参加資格者名簿の「管工事」の「A 等級」に格付けされていること。</p> <p>エ 上川総合振興局管内に本店又は支店（主たる営業所）を有すること。</p>
（総括責任者等要件）	<p>オ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>(7)代表者と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(i)一級管工事施工管理技士の資格を有すること。</p>

5) 乙型又は甲型建設共同企業体の構成員となる者が、当該建設共同企業体において重複して構成員とならないこと。

6) 乙型又は甲型建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の乙型建設共同企業体又はその構成員である甲型建設共同企業体の構成員とならないこと。

4 入札手続き等

(1) 公告から契約締結までのスケジュール

	内容	日付
(1)	公告	令和4年4月1日(金)
(2)	現地視察可能期間	令和4年4月4日(月)から 令和4年4月11日(月)まで
(3)	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑の受付期間(様式1-1)	令和4年4月4日(月)から 令和4年4月8日(金)まで
	上記に係る質疑への回答	令和4年4月15日(金)まで順次
(4)	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の受付期間(様式2-1~様式2-11。ただし、様式2-2別紙を除く)	令和4年4月22日(金)まで
(5)	入札参加資格の確認結果通知及び入札書・技術提案書の提出要請の送付 参考見積書の要請	令和4年5月13日(金)(予定)
(6)	基本設計書・VE提案項目・要求水準書等に係る質疑の受付期間(様式1-1)	令和4年5月18日(水)まで
	上記に係る質疑への回答	令和4年6月3日(金)まで順次
(7)	VE提案および参考見積書の受付期間(様式3-1~3-5)	令和4年6月7日(火)まで
	上記に対する審査期間 ※必要に応じて質疑回答又はヒアリング	VE提案書等の提出日から3週間以内の指定日、指定時間
(8)	VE提案の採否通知	令和4年6月23日(木)(予定)
(9)	入札書・技術提案書の受付期間(様式4-1~様式4-3,様式5-1~様式5-16 様式6-1~様式6-2)	令和4年7月8日(金)まで
	開札及び技術提案書の審査期間 ※必要に応じて質疑回答又はヒアリング	技術提案書の提出日から3週間以内の指定日、指定時間
(10)	落札者の決定	令和4年7月下旬
(11)	契約締結	

(2) 関係資料

入札参加表明書・入札参加資格確認申請書、VE提案及び入札書・技術提案書については、次に掲げる資料を踏まえて、様式集の様式により作成すること。

① 関係書類一覧

資料 番号	資料名	公開時期		提示 方法	貸出期間	
		対象者				
		公告時	公告後			
		一般 公開	希望者			
一般公開資料						
1-1	入札公告	○		HP	—	
1-2	入札説明書	○				
1-3	落札者決定基準	○				
1-4	要求水準書、関係法令一覧	○				
1-5	工事請負契約書（案）	○				
1-6	様式集	○				
1-7	上富良野町立病院改築基本計画【概要版】	○				
1-8	上富良野町立病院改築基本計画	○				
1-9	上富良野町立病院改築基本設計【概要版】	○				
入札参加者用貸出資料						
2-1	基本設計書	基本設計説明書		○	DVD	4月4日 ～ 4月11日
2-2		基本設計図		○		
2-3	地質調査業務報告書		○			
2-4	敷地測量調査報告書		○			
2-5	アスベスト事前調査報告書		○			
2-6	土壤汚染地歴調査報告書		○			
2-7	電波障害机上検討報告書		○			
2-8	インフラ関連資料（道路、上下水道）		○			
2-9	解体工事図（現病院、旧子どもセンター、旧医師住宅、外構）		○			
2-10	概算事業費内訳書（金抜き）		○			

※HP...町ホームページでの公開

※DVD...DVDの貸出（事務局での直接受け取り又は郵送での受け取り）

② 貸出期間

令和4年4月4日（月）午前8時30分から令和4年4月11日（月）午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）は、貸出に関する業務は行わない。

③ 貸出方法

事務局での直接受け取り又は郵送での受け取りとする。事前に、事務局へ申込みを行うこと。

④ 貸出資料の返却

貸出期間終了までに、事務局へ持参又は郵送すること。

⑤ 関係資料に関する注意事項

本業務の入札参加表明書・入札参加資格確認申請書、VE提案及び入札書・技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外には使用しないこと。

(3) 現地視察に関する事項

現地視察を希望する場合は、事務局へ申請を行うこと。ただし、病院外のみ視察する場合であつて、事務局立会いのもとでの説明が不要であるときは、申請不要とする。

なお、視察時間は1時間程度を予定している。

① 申込みの受付 公告の日から令和4年4月7日(木)午前10時まで

② 申込方法 現地視察を希望する者は、電子メールで事務局へ申請を行うこと。

なお、メールの件名は「上富良野町立病院改築工事現地視察申込み(法人名)」とし、本文には

ア 申請者(企業名、住所、電話番号)

イ 担当者(氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス)

ウ 現地視察希望日時(第3希望まで)

エ 現地視察予定人数

を明記すること。申請後は、電話により事務局へメール着信の確認を行うこと。

③ 現地視察の日時の通知

現地視察の可能日時については、事務局から担当者宛にメールで通知する。

なお、調整の結果により、希望日時に沿えない場合がある。

(4) 質疑の受付及び回答に関する事項

① 質疑の受付

ア 受付期間

1) 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑

令和4年4月4日(月)午前8時30分から令和4年4月8日(金)午後5時まで

2) 基本設計書・VE提案項目・要求水準書等に係る質疑

令和4年5月18日(水)午後5時まで

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

様式集の質疑回答書(様式1-1)に質疑事項を入力し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。

② 質疑への回答

ア 回答日

1) 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑への回答

令和4年4月15日(金)まで順次

2) 基本設計書・VE提案項目・要求水準書等に係る質疑への回答

質疑を受領後、1週間を目安として順次回答を行う。

最終質疑回答は、令和4年6月3日（金）まで順次

イ 回答方法

本町のホームページに掲載する。また、質疑回答書は、本書及びその他の本入札に係る関係書類の追加又は修正とみなす。

(5) 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に関する事項

① 受付期間 令和4年4月22日（金）午後5時まで（休日等を除く。）

② 提出先 事務局

③ 提出方法 あらかじめ日時を事務局に連絡した上で、持参すること。

④ 提出書類等

様式集の入札参加表明書等に必要書類を添付し提出すること。

その他、書式・体裁・部数等は様式集を参照のこと。（様式2-1～様式2-11。ただし、様式2-2別紙を除く。）

ア 入札参加表明書

イ 入札参加資格確認申請書

ウ 資格確認に係る書類

エ その他、必要に応じた書類

オ CD-R又はDVD-R

⑤ 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果通知は、入札参加表明を行った入札参加者毎に、書面（入札参加資格結果通知書）により、令和4年5月13日（金）を目処に、FAXと郵送で通知する。

(6) VE提案及び参考見積書の提出に関する事項

① 受付期間 令和4年6月7日（火）午後5時まで（休日等を除く。）

② 提出先 事務局

③ 提出方法 あらかじめ日時を事務局に連絡した上で、持参すること。

④ 提出書類等 様式集のVE提案一覧表等に必要書類を添付し提出すること。

その他、書式・体裁・部数等は様式集を参照のこと。（様式3-1～3-5）

ア VE提案に関する資料（表紙）

イ VE提案一覧表

ウ VE提案の詳細内容

エ 参考見積書（総括表、項目表を含む。）

オ その他、必要に応じた書類

カ CD-R又はDVD-R

⑤ VE提案の採否結果の通知及び公表

VE提案の採否結果の通知は、提案を行った入札参加者毎に、書面（VE提案の採否結果通知書）により令和4年6月23日（木）を目処に、電子メールと郵送で通知する。

VE提案の採否結果通知書は、頭紙と共に、入札参加者から提出されたVE提案のリストに「採用」「否採用」「条件付き採用」を明記して通知する。「条件付き採用」については、通知に先立って、本町から条件を入札参加者に提示する。条件の内容により、当該VE提案を取下げを認める。

V E 提案内容の保護及び公平性確保等の観点から、採否結果の通知及び公表方法は次のとおりとする。

- ア 採否結果のうち、V E 提案に対して本町が採用と判断したものは、原則として当該提案者のみに個別に通知する。ただし、すべての入札参加者に知らせるべき事項があると本町が判断した場合には、当該提案者に確認の上、すべての入札参加者に通知する（ただし、ウに該当する場合を除く。）。
- イ 審査の中で行われた質疑については、その内容をホームページで公表する（ただし、ウに該当する場合を除く。）。
- ウ 提案者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについて、提案者からの申し入れがあり、本町が保護すべき内容と判断したものは、提案者以外に通知文は公表しない。

なお、V E 提案の採否結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(7) 入札書及び技術提案書の提出に関する事項

- ① 受付期間 令和 4 年 7 月 8 日（金）午後 5 時まで（休日等を除く。）
- ② 提出先 事務局
- ③ 提出方法 あらかじめ日時を事務局に連絡した上で、持参すること。
- ④ 提出書類等

様式集の入札書・技術提案提出書等に必要書類を添付のうえ提出すること。

その他、書式・体裁・部数等は様式集を参照のこと。

（様式 4-1～様式 4-3,様式 5-1～様式 5-16,様式 6-1～様式 6-2）

- ア 入札書
- イ 内訳書（総括表、項目表を含む。）
- ウ 技術提案提出書
- エ 技術提案書一式
- オ その他、必要に応じた書類
- カ CD-R 又は DVD-R

(8) 開札及びその他の注意事項

- ① 開札の日時 令和 4 年 7 月下旬
- ② 開札の場所 上富良野町役場
- ③ 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 上富良野財務規則（平成 6 年上富良野町規則第 9 号）第 109 条各号に該当する入札書
- イ 内訳書の合計と入札書の金額が一致しない入札書
- ウ 必要な書類が不足している、又は記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない入札書
- エ 入札参加表明書その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が入札した入札書
- オ 入札者同士が協定して入札した入札書
- カ 入札書の内容の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書

キ 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出から入札書提出日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った者が入札した入札書

ク 本書 5. 2) に適合しない入札

ケ その他、入札公告等で示した入札条件に違反して入札した入札書

④ 入札に当たっての留意事項

ア 入札書に記載された金額が、予定価格を超えているものは失格とする。

イ 入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

ウ 開札には入札参加者の代表者又は代表者から委任を受けた代理人が立ち会うことができる。

エ 開札に入札参加者の代表者又は代表者から委任を受けた代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない町の職員等を立ち合わせて行う。

⑤ 提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、本町に提出した全ての書類について、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

⑥ 入札保証金

入札参加者は入札参加に当たり、入札価格の 100 分の 10 以上の金額の入札保証金を入札書提出までに納付する。ただし、上富良野財務規則（平成 6 年上富良野町規則第 9 号）第 103 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

⑦ 入札の辞退

入札参加者は、入札書・技術提案書の提出時まで、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、様式集の入札辞退届を使用し、以下に掲げるところにより行う。

ア 入札書・技術提案書の提出期限までに代表者又は代表者から委任を受けた代理人が事務局まで持参すること。

イ 入札書・技術提案書の提出期限までに入札書・技術提案書を提出しなかった者は失格とする。

5 VE提案及び入札書・技術提案書について

(1) VE提案の作成に関する事項

① VE提案に当たっての基本的条件

ア 受付対象者

入札参加資格の適合者

イ 提案範囲及び考え方

要求水準書等による。

② その他

本町が内容の確認を要すると判断した提案については、VE提案を受領した日から3週間以内を目安に、提案者にヒアリングを行う。

ヒアリング時の注意事項等については、改めて連絡する。

③ 入札書・技術提案書への反映

入札参加者は、採用が認められたVE提案を基本に入札書（内訳書を含む。）及び技術提案書を提出すること。

(2) 入札書の作成に関する事項

入札書（内訳書を含む。）は、以下に従って作成すること。

① 入札書は、内訳書の作成によって計上された合計金額（税別）を様式集の書式に記載すること。

② 入札書に記載する金額は、本業務及び付帯する諸手続き費用にかかる総額を提示すること。

③ 内訳書は、公告資料等（発注者が本工事の入札公告において公表した、公告文、入札説明書、落札者決定基準、要求水準書、工事請負契約書（案）、基本設計書、その他資料及びこれらに関する質疑回答をいう。以下同じ。）に基づき、本町にて提示する「見積項目表」の項目（種目一科目）立てに従って作成し、適宜、中科目、細科目及び備考を付加して作成すること。なお、内訳の作成については、公共建築工事内訳書標準書式を参考にすること。

④ 内訳書は、名称、摘要（仕様・寸法）、数量、単位、単価、金額を様式集の書式に記載して作成すること。

⑤ 中科目での一式計上は避けること。共通・直接仮設工事についても同様とする。ただし、一式計上が止むを得ない場合は、備考欄等を活用し、複合単価に含まれる内容（仕様及び見込み数量等）を明記すること。

⑥ 内訳書の作成にあたっては、建築物の品質確保と適切な業務期間及び工事期間、安全確保等が期待できる業者・メーカーを前提に見積をすること。

⑦ 公告資料等に含まれている内容は、すべて入札書（内訳書を含む。）に反映されているものとする。

また、施工の納まり上、当然必要と考えられるものが公告資料等から読み取れない場合は、質疑をもって確認することとし、質疑が挙げられない内容については、すべて入札書（内訳書を含む。）にて計上されたものとする。

⑧ 現場代理人、監理技術者、主任技術者、各担当員の配置に要する費用は、諸経費にて見込み、別途計上しないこと。

⑨ 共通仮設費は、工事各段階における撤去・新設、盛替え等を技術提案書にて提案する工事ステッ

ブに合わせて計上すること

- ⑩ 実施設計料は、公告資料等の内容を確認の上、必要と思われる費用を計上すること。
- ⑪ 実施設計料のうち追加業務には、官庁施設の設計業務等積算要領の第1章2.に記載の内容を基に公告資料等の内容を確認の上、必要と思われる費用を計上すること。

(3) 技術提案書の作成に関する事項

① 提案項目

上富良野町立病院改築工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）による。

② 提案にあたっての基本的条件

ア 技術提案は、次の事項を踏まえ、価格に影響を及ぼすことなく品質などの機能面を向上させる提案を行うこと。

- 1) 要求水準書等をよく理解し、その設計思想及び設計意図を尊重すること。
- 2) VE提案の採否結果を踏まえた提案であること。

イ 提案内容の採否により入札金額に影響を及ぼす提案は、全てVE提案を行ったうえで技術提案を行うこと。

ウ 技術提案の実現においては、本町が設定する予定価格を超えないこと。

エ 技術提案の内容の表現において、基本設計図の活用による表現が必要な場合は、各提案項目において、様式集の様式以外に、基本設計図の一般図（配置図・平面図・立面図・断面図）を各1枚ずつまで活用して、提案内容の補足説明資料とすることができる。

オ 補足説明資料は、基本設計図の基図をグレーで表現し、提案を表現する描画・コメントを青字で記載すること。また、挿絵等を行うことは制限しないが、挿絵は図面の空白部に配置し、基本設計図の基図を隠してはならない。

カ 提案書に記載する各提案において、本工事を含む事業全体が、一般病棟と介護医療院からなることに留意すること。この点に留意できていないと判断される提案は、提案単独の内容が対外的に高い評価を得られると見なされるものであっても、今回の評価においては評価が低くなる場合がある。

③ 配置予定技術者の基本的条件

ア 入札説明書による

イ 技術提案書において提案した総括責任者は、原則として本業務が終了するまでの間の変更は認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本町が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

ウ 技術提案書において、提案した総括責任者以外の実実施設計業務及び建設業務における配置予定者の変更は、協議の上、本町が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認めるものとする。

④ 技術提案項目の具体的な考え方

ア 業務全般

- 1) 業務全体の実施方法

- 2) 全体工程管理
- 3) 企業姿勢、体制

イ 設計業務

1) 患者・スタッフへの配慮

基本設計書等に示されている機能のほか、ユニバーサルデザインや快適な療養環境についての提案を重視する。基本設計書は、これらの視点を含めて検討された内容を示しており、これらが、どのように基本設計書に反映されているかを読み取り、理解していることを前提とする。

2) 災害に強く・変化に対応できる施設

災害時を想定したライフラインの確保や、災害後にも病院機能を維持できる施設とし、基本設計の内容を踏まえ、機能を確実にする、また拡充するための提案を具体的に示すこと。

3) コスト、環境を考慮した施設を実現するための具体的な方法

ライフサイクルコストの低減については、「施設維持管理コスト（修繕・更新含む）の縮減」と「省エネルギー・環境配慮対応と工事費のウェルバランス」に視点を置く。

ライフサイクルコストの低減の実現は、実施設計段階だけでなく、建設段階においても検討及び検証を重ね、施設運用も含めて実現していく必要があることから、今回の技術提案において具体的な目標値を設定すること。ライフサイクルコストを低減するための具体的な対策を示すこと。

ウ 建設業務

1) 施工計画

引越し予定時期までの竣工を最低限の条件とした上で、ステップの多い工事への対応を考慮した仮設計画のほか、工事期間中の現病院における安全性の確保と駐車場の確保、関連別途工事の適切な把握と工期設定、全体工期の短縮について、具体的に提案すること。

提案は、工程表と工事ステップ図（工程表に即し、工事範囲、現病院の利用者及び利用者の車両の動線、工事関係者及び工事関係車両の動線、重機配置、現場事務所の配置等）にて、わかりやすく表現すること。

2) 施工中の対策

工事期間中における「品質管理及び施工精度の向上」は、法関連規制によるところや提案者独自のマニュアルやノウハウに即して業務が行われるが、それらの取り組み内容及び時期、頻度、町担当者への説明方法を踏まえた具体的な提案を求める。

3) 開院準備への協力・運用サポート

新病院は建設工事と並行し、旧病院からの移転の他、多様な開院準備を限られた期間内であつ安全で確実に行うことが求められる。併せて、開院後は建物や設備機器を適切に維持運用し、良好な医療環境の提供が求められるため、開院準備段階での協力（スケジュール管理、体制づくり等）や開院後の施設の適切な運用に向けた指導や助言（メンテナンス時のチェック項目の設定、アフターフォロー・サービス等）に関する具体的な提案をすること。

エ 地域貢献

地域経済への貢献における町内企業とは、工事発注又は資材調達のみでは、上富良野町内に本店を置く企業を指す。

1) 町内企業への発注や地域との連携等による地域経済への貢献

工事発注又は資材調達については、町内企業と道産材の利用を優先し、工事種目、職種、部位、品目、材料、材料加工等について具体的内容を示すこと。また、見込まれる発注額と工事費に対するその割合を提案すること。

町内企業との連携又はその他地域経済の活性化に資する取り組みについては、工事発注及び資材調達以外で本工事に関係する町内経済への貢献を提案すること。提案内容は、具体的内容であること。

⑤ 無効とする提案

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 上記ア、イ、ウ、エを満たさない提案

イ 入札参加資格の適合者以外による提案

ウ 入札参加資格の審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案

エ 提出書類の記載事項が不明なもの又は記名・押印のない提案

オ 書類が不足している提案

カ 要求したもの以外の書類及び図面等による提案

キ 入札参加資格の適合者が2つ以上の提案書を提出した場合のすべての提案

ク 入札参加資格の適合者が他の入札参加資格の適合者の代理をした場合のすべての提案

ケ その他参加に関する条件に違反した提案

⑥ 作成に当たっての注意事項

会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。

その他、様式集による。

⑦ その他

内容の確認を要するものと判断した提案については、技術提案書を受領した日から3週間以内を目安に、提案者に質疑回答又はヒアリングを行う場合がある。

6 落札者決定について

(1) 選定方法

本工事では、各種工事を効率的・効果的かつ着実に執行していくことが求められる。また、工事費の抑制を図りつつ、可能な範囲において、工事の早期完成が求められることから、効率的・効果的かつ安定的な業務遂行能力とともに、設計及び施工に関する高度な技術を有する者を選定する必要がある。

したがって、事業者の決定にあたっては、価格と品質が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価方式により落札者を決定する。

(2) 評価体制

① 選定委員会

落札者の選定は、設計能力や施工能力、地域貢献等に係る技術提案項目並びに入札価格について選定委員会において、総合的に審査した結果によるものとする。

② 選定委員会の構成

選定委員会は、学識経験者を含む7名の審査員をもって構成する。

③ 審査員名の公表

審査員名は、審査の公正を期すため、審査結果の公表時に併せて公表するものとする。

(3) 決定の手順

① 入札参加資格の確認

落札者決定基準による。

② 入札参加資格の確認結果通知及び入札書・技術提案書の提出要請

本町は、確認の結果、入札参加資格の適合者には入札書・技術提案書提出要請書を、それ以外の入札参加者には、参加が認められない理由を付して参加審査結果通知書を書面により送付する。

③ 入札書・技術提案書の評価

落札者決定基準による。

④ 落札者の決定

落札者決定基準による。

⑤ 落札者決定の通知

落札者の決定後、速やかに全ての入札参加者に書面にて通知する。また、入札参加者からの請求に応じ、当該者に係る総合評価点を通知する。審査・選考に関する情報、他の入札参加者との比較資料等は、通知・公表しない。

⑥ 選定結果の公表

選定の結果については、本町のホームページにおいて公表する。公表する情報は、落札者である異業種特定JVの名称、落札金額及び総合評価点その他本町が必要と認めるものとする。

(4) 疑義等の照会

① 入札参加資格に関する事項

入札書・技術提案の提出者として選定されなかった者のうち、入札参加資格がないと認められた理由に疑義等がある者は、本町が当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、書面により疑義等の照会をすることができる。

② 落札者決定に関する事項

非落札者のうち、落札者決定に関して疑義がある者は、本町が当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、書面により疑義等の照会をすることができる。

なお、上記書面は、疑義等照会期間内の午後5時までに、事務局へ持参提出すること。

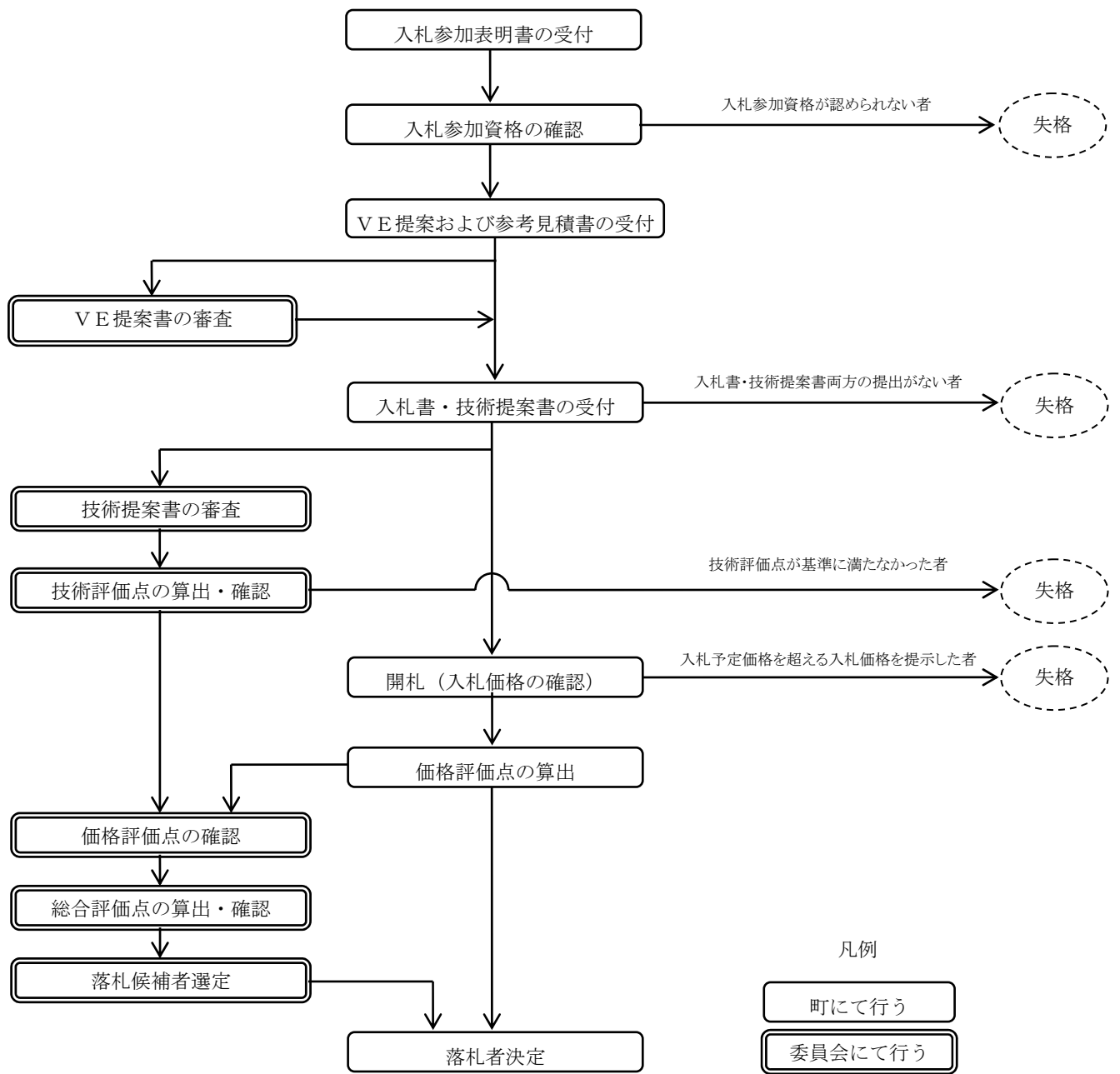


図 落札者決定の手順

7 本入札後の契約の予定等

(1) 契約の締結及び成立

落札者は、決定後速やかに契約を締結しなければならない。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) その他

- ① 落札者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、又はその他の理由によって、落札者との契約が締結できない場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が次に高い者を落札者とするところがある。
- ② 落札者は、契約の締結前に、特定建設共同企業体協定書を本町に提出すること。

8 技術提案の履行確認

事業者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること。(本業務に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く。)また、事業者の責により、事業契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項について、事業者は本町に対し、下記の方法により違約金を支払うものとする。違約金の対象となる技術提案は、落札者決定基準による。

違約金(税抜き) = 契約時の提案1点の価格(税抜き) × (契約時の総合評価点 - 履行できない提案を控除した総合評価点)

契約時の提案1点の価格 = (予定価格 - 最低入札価格) / 30

ただし、本町と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が事業者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うところがある。

9 その他

(1) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(2) 解体工事の取扱い

既存建物(現病院、旧子どもセンター、旧医師住宅)の解体工事については、技術提案の範囲から除き、既存図面に基づく見積額を入札金額に加算するものとする。アスベスト、フロン、PCBについては、調査結果に基づき、追加対策が発生する場合には、別途追加工事契約を締結するものとする。

(3) 提出された資料の取扱い

- ① 入札参加者より提出された、すべての書類は、原則として返却しない。
- ② 本工事に関する技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、落札者の技術提案書については、入札結果の公表その他本町が必要と認めるときは、落札者の技術提案書の全部又は一

部を複写し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行い無償で使用することができる。(知的財産権等の排他的権利を有する提案内容は除く。)また、契約に至らなかった入札参加者の提案書類については、審査以外には入札参加者に無断で使用しない。

- ③ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として入札参加者が負う。